

(5) 障害児通所支援

サービスの必要量の検討の一例

① 児童発達支援	所管課	障害者福祉課
----------	-----	--------

事業内容	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
------	---

【第4期実績及び第5期障がい福祉計画の取組状況】

計画期	第4期（実績値+推計値）			第5期（計画値）		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
<b>サービス提供</b>						
指標	（支給決定量）					
	計画値					
	実利用量					
	支給決定量に対する実使用料の比率					
人/月	(174)	(237)	(280)			
	177	190	203			
	169	210	250			
	95%	111%	123%			
人日/月	(2,998)	(3,804)	(4,560)			
	2,000	2,147	2,294			
	1,821	2,120	2,540			
	91%	99%	111%			
<b>基盤整備</b>						
指標	計画数（計画数を加えた総数）					
	実績数（実績数を加えた総数）					
	計画数に対する実績数の比率					
事業所数	3 (14)	5 (19)	2 (21)			
	3 (14)	6 (20)	4 (24)			
	100% (100%)	120% (105%)	200% (114%)			
定員数	30 (144)	50 (194)	20 (214)			
	16 (130)	44 (174)	36 (214)			
	53% (90%)	88% (90%)	180% (100%)			
<b>現状分析・今後の課題</b>						

- \*利用者・事業所とも年20～30%増加中。今後とも一定の増加は見込まれる。ただし、重症児に対応可能な事業所は、第4期中に2事業所6定員が増えただけであり、計24事業所69定員にとどまっております。事業所探しや利用日数の調整が容易ではない。
- \*毎年度とも、月18日の支給決定を受けながら、実利用は月11日＝週3日利用にとどまる。定員が実利用者の80～90%＝月15日は利用可能であることから、重症児以外であっても、必ずしも毎日の利用が必要とされているわけではない。
- \*支給決定を受けながら利用していない児童については、保育所・こども園等へ通園又は入院・自宅療養しているものとする。今後、インクルーシブの進展しだいでは、軽症児を中心に保育所・こども園での受入れが拡大し、児童発達支援の需要が低減することも考えられる。



- |                     |                            |
|---------------------|----------------------------|
| ■支給決定量と実利用量に乖離はないか？ | ■希望通りに利用できない理由があるのか？       |
| ■計画値に対する実績値の進捗はどうか？ | ■見込が過大(過小)だったのか？他に原因があるのか？ |
| ■サービスの提供基盤は充足しているか？ | ■その他                       |

## 計画値の算出方法

- ①地域における児童の数の推移（4・5・6歳の計）
  - H30：16,207人
  - H31：15,955人
  - H32：15,894人3年間で2%減少見込みだが、特に重症児は減少しないと見込まれている。
- ②現に利用している障害児の数
  - H27→28：24%増加
  - H28→29：19%増加見込み
  - H30以降については⑤の受入数しだいで大きく異なるものと推測。
- ③障害児等のニーズ
  - アンケート結果では68%が「利用したい」と回答。
- ④医療的ケア児のニーズ
  - アンケート結果では58%が「利用したい」と回答
  - 重症児の受入れ自体が少ないほか、送迎又は同行通所を求められる場合には利用に消極的となるものと推測
- ⑤保育所・こども園・幼稚園等での障害児の受入状況
  - 1：1又は1.5：1の加配となる児童250人を受入れ中
- ⑥入所施設から退所した後にこのサービスの利用が見込まれる障害児の数
  - この年齢層での施設退所はほぼ皆無であり考慮不要
- ⑦平均的な一人当たりの利用量
  - 月11日（週3日弱）
  - 現事業所定員でも、利用調整しだいで利用量増加は可能
- ⑧その他・・・アンケート結果で「希望通りに利用できなかった」との回答が2名（内1名は医療的ケア児）

これらを  
勘案しつつ、  
計画値を  
設定する

## 計画値を達成するための方策

### 《注意》

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の活動指標となるサービス、相談、地域生活支援事業の見込量の設定に際しての検討過程の一例であり、計画書に記載するものではありません。